

告示

埼玉県川越県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十九年七月七日

埼玉県川越県税事務所長 林 裕 治

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
乙幡 功	埼玉県朝霞市栄町四丁目三番七号	平成二十九年三月三十一日